

入 札 説 明 書

広島県立三次看護専門学校（三次市東酒屋町 10518-1）

TEL:0824-62-5141 FAX:0824-62-0954

業務名	病院等実習に係る学生等移送業務			履行期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	履行場所	広島県立三次看護専門学校～ 各実習施設・三次駅
入札参加資格 確認申請書提出 出期限	令和8年3月6日（金）	仕様書等に対 する質問書提出 出期限	令和8年3月10日（火）	入札日時	令和8年3月18日（水） 午前10時00分	入札場所	広島県立三次看護専門学校 1階会議室
注 意 事 項						契 約 事 項	
<p>1 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について</p> <p>(1) 入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、誓約書のほか次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。</p> <p>ア 一般貸切旅客自動車運送事業の許可書の写</p> <p>イ 保有バスの車種・台数、運行従事者の人数を記載した書類（任意様式）</p> <p>ウ 誓約書</p> <p>(2) 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。</p> <p>(3) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。</p> <p>(4) 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）</p> <p>2 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について</p> <p>仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、持参、郵便等又は電子メールにより提出すること。</p> <p>3 入札について</p> <p>(1) 次に該当する場合は、その入札は無効とする。</p> <p>ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。</p> <p>イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。</p> <p>ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。</p> <p>エ 入札者が二以上の入札をしたとき。</p> <p>オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。</p> <p>カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。</p> <p>キ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。</p> <p>ク 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。</p> <p>ケ 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。</p> <p>コ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。</p> <p>(2) 落札者がいないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。</p> <p>(3) 再度の入札は5回を超えないものとする。</p> <p>(4) 入札執行について</p> <p>ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出しなければならない。ただし、有効期間の記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含む場合は除く。</p> <p>イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出すること。</p> <p>ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入を禁じる。</p> <p>エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。</p> <p>オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室してはならない。</p> <p>4 契約書について</p> <p>(1) 落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から5日（広島県の休日を含める（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。</p> <p>5 その他</p> <p>落札者は、契約担当職員が必要と認める場合、一般競争入札事務処理要領に規定する別記様式第4号の2（経費内訳書）の作成及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査（再委託を行う場合は再委託先を含む。）に協力しなければならない。</p>						<p>1 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。</p> <p>2 入札保証金 □有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>3 契約保証金 公告に定めるとおり</p> <p>・平成19年10月1日以降に57B旅客運送の業務で契約解除され、その後当該契約種目の業務の履行実績がない者 有</p> <p>・上記以外の者 無</p> <p>4 地方自治法第234条の3の規定に基づく 長期継続契約 □適用 <input checked="" type="checkbox"/>適用なし</p>	
						添 付 書 類	
						<p><input checked="" type="checkbox"/> 公告の写し</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 入札参加資格確認申請書の様式</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 誓約書の様式</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 入札書の様式</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 委任状の様式</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 契約書（案）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 仕様書及び仕様書別紙</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 仕様書等に対する質問書の様式</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（入札辞退届）</p>	

6 入札書作成上の留意事項

- (1) 入札単価については、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（中国運輸局公示第 48 号令和 7 年 9 月 26 日改正）」（以下「公示」という）に従って算出し、公示の下限額を下回らないこと。なお、車種区分については、公示で定められた区分のほか、次の表を参照すること。

車種	定員
通勤用車	1～13名
小型車	1～18名
中型車	19～27名
大型車	28～49名

- (2) 各運行コース及びバスの車種別単価に各実習予定回数を乗じて算出した額の総合計金額で入札に付する。なお、実習予定回数は「入札書」に記載のとおりとする。
- (3) 一日の往路及び復路を一業務とする。ただし、一日のうち往路のみ、あるいは復路のみの業務が発生した場合は、それを一業務とし、片道単価を適用すること。（県立広島病院を除く）

また、片道単価の算出方法については、次のとおりとし、あわせて入札書へ記載すること。

ア キロ制運賃：学生片道（バス1往復）走行距離

イ 時間制運賃：学生片道（バス1往復）走行時間（拘束時間）+点呼・点検時間（2時間）

ウ ア及びイへ(1)公示別紙1に表示された各運賃を乗じて算出するものとし、その運賃は、往復単価算出時に用いた運賃と同額とすること。

- (4) 学生等の各乗降車地における乗降車時間は1回5分とし、拘束時間として加算すること。
- (5) 県立広島病院については、実習開始までに学生を移送し、その後実習終了まで広島市民球場東バス駐車場又は中央公園バス駐車場で待機とし、駐車料金（2,000 円/日）は、入札額に含めることとする。
- (6) 「仕様書別紙」に必要事項を記入し、「入札参加資格確認申請書」とともに届け出ることとし、必ずその数値を基に入札単価を算出すること。

また、走行ルートに係る高速道路利用料金を含めることとし、次の表を参照すること。

高速道路区分	三次IC～宇品IC（1回当たり）	三次IC～戸河内IC（1回当たり）
中型車	3,500円	2,330円
大型車	4,950円	3,140円
特大車	8,180円	5,120円

- (7) 標準的な運行ダイヤや所要時間、走行距離は、仕様書別紙のとおりとする。
- (8) 「入札書」には積算内訳書を添付すること。